

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年4月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300582号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2400001号

第1 結論

昭和58年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和61年3月まで

私は20歳の頃は大学生であり、実家のA県B市を離れ、C県D市において生活していたが、帰省したときに、父親から、私の国民年金の加入手続を行い、学生期間の国民年金保険料は納付しておくと聞いていた。父親は亡くなっているが、加入手続や納付の方法は不明であるが、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、詳細は分からぬが、父親から、国民年金の加入手続を行い、学生期間の国民年金保険料は納付しておくと聞いた旨主張しているところ、自身はこれらに直接関与しておらず、父親は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されている必要があることから、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索において調査を行なったものの、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することができないほか、請求者が、請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得年月日（昭和61年4月1日）より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することができない。

さらに、国民年金の加入手続は、住民登録されている市町村で行うこととなっているところ、請求期間当時、請求者の本籍があったA県B市は、請求者に係る戸籍の附票の除票について、既に廃棄処分（保存期間5年）し、交付できない旨回答しており、請求者の請求期間当時の住所については不明であることから、実家があったA県B市及び請求期間当時に居住していたと

するC県D市に照会したものの、B市及びD市は、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったことが確認できる資料及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。